

## 令和3年度第3回国分寺市障害者地域自立支援協議会 会議録

●日 時： 令和4年3月24日（木）

午前9時30分～午前11時30分

●会 場： オンラインによる会議

（国分寺市役所書庫棟会議室）

### 【委員】（敬称略）

石渡 和実（会長）	東洋英和女学院大学大学院 教授（識見を有する者）
坂田 晴弘（副会長）	国分寺市地域活動支援センター つばさ 管理者 （市内の地域活動支援センターの代表者）
佐々木 美知子	国分寺市身体障害者福祉協会 理事 （市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族）
阿部 由美	国分寺市手をつなぐ親の会 副理事長 （市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族）
寒川 吟子	はらからの家福祉会 （市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族）
稲垣 恵美子	国分寺難病の会 会長 （市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族）
前芝 博樹	立川公共職業安定所 統括職業指導官 （障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者）
菊地 悟	国分寺市障害者就労支援センター 就労コーディネーター （障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者）
土井 満春	国分寺市地域活動支援センター 虹 施設長 （市内の地域活動支援センターの代表者）
伊澤 雄一	国分寺市地域生活支援センター プラッツ 総合施設長 （市内の地域活動支援センターの代表者）
銀川 紀子	国分寺市障害者基幹相談支援センター センター長 （国分寺市障害者基幹相談支援センターの代表者）
八橋 宏	ともしび工房 所長 （市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の代表者）
高橋 順子	ハッピーテラス国分寺 管理者 （市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の代表者）

倉下 美和子	東京都多摩立川保健所 課長代理 (東京都多摩立川保健所の代表者)
山本 剛	東京都立武蔵台学園 進路指導 専任 (教育に関する機関の代表者)
石坂 藍	国分寺地域包括支援センターなみき 管理者 (市内の地域包括支援センターの代表者)
北邑 和弘	国分寺市社会福祉協議会 事務局次長 (国分寺市社会福祉協議会の代表者)
阿部 恵子	国分寺市民生委員・児童委員協議会 (国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者)
古川 健太郎	第二東京弁護士会 弁護士(識見を有する者)
渡邊 浩典	高齢福祉課 課長(市の職員)
前田 典人	子ども発達支援担当 課長(市の職員)
大島 伸二	学校教育担当 課長(市の職員)

【当日欠席委員】 前芝委員, 倉下委員, 北邑委員, 古川委員

【事務局】(敬称略)

福祉部長(横川 潔)

福祉部障害福祉課長(石丸 明子)

福祉部障害福祉課計画係長(寒河江 美千代)

福祉部障害福祉課生活支援係長(小池 純子)

福祉部障害福祉課事業推進係長(千田 孝一)

福祉部障害福祉課事業推進係 (市村 智美)

国分寺市障害者基幹相談支援センター主任 (藤木 佑介)

国分寺市障害者基幹相談支援センター副主任(益留 俊二)

国分寺市障害者基幹相談支援センター(中川 愛)

司会・進行: 石渡 和実(会長)

## 【次 第】

### 1, 開 会

- (1) 出欠状況, 配付資料の確認等

### 2, 議 題

- (1) 地域生活支援拠点等の更なる充実・強化について  
(地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討)
- (2) 次年度の協議会のテーマについて
- (3) 各専門部会の令和3年度の活動報告と今後の取組について
  - ・相談支援部会
  - ・就労支援部会
  - ・精神保健福祉部会

### 3, 報告等

- (1) 国分寺市障害者計画, 国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理, 評価等に関すること(答申)について
- (2) 障害福祉に関するアンケート調査について
- (3) 第4次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)について
- (4) 重層的支援体制整備事業及び権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関・協議会の設置に係る意見聴取の結果報告について
- (5) 国分寺市障害者基幹相談支援センターの令和3年度研修等実績について
- (6) 協議会ニュースレターNo.10の発行について

### 4, 情報提供等

- (1) 地域活動支援センターつばさ 自閉症啓発デーでの取組について

### 5, 事務連絡

- (1) 令和4年度の開催日程について  
令和4年6月24日(金)午後2時00分~午後4時00分  
国分寺市役所第1・第2委員会室

### 6, 閉 会

## 【オンライン会議システムの動作確認】

オンライン会議システムの利用にあたり, 出席委員の音声即時に他の全ての委員に伝わり, 委員全員が実際に一堂に会すると同時に, 適時的確な意見表明が相互にできる状態となっていることを会議前に確認しています。

会議の開始から終了まで, オンライン会議システムにより上記状況を保ち, 会議を進めています。

【資料】（事前配付）

資料	1	地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討について
資料	2	国分寺市地域生活支援拠点等の整備状況
資料	3	令和4年度国分寺市障害者地域自立支援協議会のテーマについて（案）
資料	4	令和3年度国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会活動報告書
資料	5	答申第1号
資料	6-1	国分寺市障害福祉に関するアンケート調査（案）（18歳以上の方）
資料	6-2	国分寺市障害福祉に関するアンケート調査（案）（18歳未満の方）
資料	7	第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）
資料	8-1	重層的支援体制整備事業及び権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関・協議会の設置に係る意見聴取の結果報告
資料	8-2	国分寺市の権利擁護支援の地域連携ネットワーク図
資料	8-3	国分寺市の重層的支援体制整備事業実施イメージ（素案）
資料	9	国分寺市障害者基幹相談支援センターの令和3年度研修等実績について
資料	10	令和4年度国分寺市障害者地域自立支援協議会スケジュール
参考資料	1	令和3年度国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会活動計画書

（周知チラシ等）

- ・国分寺市障害者地域自立支援協議会ニュースレターNo.10
- ・東京都防災アプリのチラシ
- ・自閉症啓発デーのチラシ

【開 会】

石渡会長：

ただ今より、令和3年度第3回国分寺市障害者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を開会します。本日の会議は、前回と同様、新型コロナウイルス感染症対策のためオンラインで会議を行います。それでは、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。まず、事務局から出欠状況の確認をお願いします。

事務局：

委員の出欠状況及び配付資料の確認をさせていただきます。本日の自立支援協議会の委員の出欠状況の確認ですが、前芝委員、倉下委員、北邑委員、古川委員より、欠席の連絡がございましたのでご報告いたします。また、坂田副会長、大島委員については、少し遅れて参加される予定と連絡がありましたので、あわせてご報告いたします。

また、本日はオンラインでの開催となり、各自のパソコンより出席いただいております。国分寺市障害者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）より、石渡会長と銀川委員で1台、各専門部会長の土井委員、八橋委員、伊澤委員の3人で1台のパソコンを共有して参加いただいております。さらに、市役所には、民生児童委員協議会の阿部（恵）委員、前田委員、大島委員にお越しいただいております。市役所では、事務局も含めて、1台のパソコンを共有して会議に参加しています。発言する際には、その都度パソコンの前に移動するかたちになりますのでご了承ください。なお、市役所では、会議の様子を大きなスクリーンに投影して、傍聴者にご覧いただきます。

続きまして、配付資料の確認については、事前のご確認をお願いしておりましたので、本日は省略させていただきます。

次に、自立支援協議会の進行上のご説明申し上げます。本自立支援協議会は、会議を原則公開とし、資料及び議事録も原則公開とさせていただきます。皆さまのご発言を正確に記録させていただくために、録音をさせていただきますので、ご了承ください。

また、議事の記録及び会議を円滑に進めるために、ご発言の際には、「所属」と「氏名」を述べていただき、その後にご発言をお願いします。インターネットの回線状況等により、声が聞き取りにくい場合もありますので、なるべく大きな声で、はっきりとご発言ください。会長及び事務局以外の方は、発言の際以外は、ミュートにしてくださいませよう、ご協力をお願いします。

なお、本日は、傍聴者が、市役所書庫棟会議室に1名おられますのでご承知おきください。

石渡会長：

ありがとうございました。それでは、議題に入らせていただきます。

議題の1番目、「地域生活支援拠点等の更なる充実・強化について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局：

資料1をご覧ください。本日は、「地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討」について委員の皆さまからご意見をいただきたいと存じます。

国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に基づき、現在の国分寺市障害福祉計画・障害児福祉計画において、「平成30年度に位置付けた地域生活支援拠点等が有する機能を更に充実させるため、自立支援協議会を活用しながら、地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討します。」と規定しております。

また、成果目標として各年度に1回、「地域生活支援拠点等の運用状況の検証

及び検討」について実施するとしていることから、今後も毎年度第3回自立支援協議会において、本資料を更新していくかたちで「地域生活支援拠点等の検証及び検討」について進めてまいります。

資料1では、国が示す地域生活支援拠点の5つの機能「①相談」、「②緊急時の受入れ・対応」、「③体験の機会・場」、「④専門的人材の確保・養成」、「⑤地域の体制づくり」それぞれについて、「国分寺市の拠点機能」、「国分寺市の運用状況」、「課題」、「特記事項」の順に記載しています。

まず、「国分寺市の拠点機能」及び「国分寺市の運用状況」については、これまでもお示ししてきました資料2「国分寺地域生活支援拠点等の整備状況」の内容を落とし込んでいます。相談支援専門員、支援者向け研修については、具体的な研修名を記載させていただきました。

次に、「課題」については、事務局で把握している主な課題をあげさせていただきました。こちらについては、ここに記載されていない主な課題があれば、ご意見をいただきたいと存じます。

最後に、「特記事項」については、令和3年度自立支援協議会の年間テーマとして、「地域生活支援拠点等における、障害のある方が地域で安心して暮らすために必要な機能の更なる充実・強化」について取り組んだ内容を記載しています。

本日は、令和3年度第2回自立支援協議会で説明した以外の取組について説明いたします。

「①相談」については、令和3年度も引き続き、緊急利用対象者の事前把握を進めております。

「③体験の機会・場」については、地域生活支援拠点等の機能を担える事業所として、社会福祉法人はらからの家福社会が運営するグループホーム、ピア国分寺を地域生活支援拠点等に位置付けることを検討してまいりましたが、どのような仕組みで、どのような内容で、どれくらいの期間で体験の機会を提供すべきか、今後も継続して検討する必要がありますので、こちらは、令和4年度も引き続き検討してまいります。

「④専門的人材の確保・養成」及び「⑤地域の体制づくり」については、資料に記載のあるとおり、令和3年度もさまざまな研修や取組を実施し、情報共有や事例勉強会を行うなど、地域の支援力向上に努めてまいりました。

以上が、説明となります。地域生活支援拠点等の運用状況についてご意見をよろしく願います。

石渡会長： ご説明ありがとうございました。

それでは、委員それぞれのお立場から、地域生活支援拠点等についてのご意見をいただきたいと思えます。最初に佐々木委員、願います。

佐々木委員： 前回の自立支援協議会でも申し上げましたが、地域生活支援拠点等について、従来の体系と何が違うのですか。国分寺市としての取組、地域としての取組について、事務局から話がありました支援力をより高めるとの意味でも、もう少し具体的に示されると良いと感じました。

石渡会長： 佐々木委員、ありがとうございました。佐々木委員からの疑問について、事務局からご説明が可能ですか、願います。

事務局： 地域生活支援拠点等の取組は、拠点が開始される以前から、既に拠点機能を担う部分の取組があり、拠点到位置付けたことで新たに始めた取組や、これまでの取組をより充実させてきた経緯があります。

今回、特記事項に記載した内容が、令和3年度に具体的に取組んできた内容になるのですが、それ以前についても相談支援事業所の全てを地域生活支援拠点到位置付けた経緯もあり、令和3年度に具体的に取組として進んだところと言えるのは、短期入所の事業所は、これまでは緊急入所保護事業として、社会福祉法人万葉の里が担ってきたのですが、社会福祉法人けやきの杜や社会福祉法人AnnBeeでも緊急入所保護事業を実施し、市内で重層的に支援できるような環境が整ってきています。少々、説明が足りない部分がありますが、時間の関係もあり、簡単ですが以上です。

石渡会長： ありがとうございます。

佐々木委員： 説明ありがとうございます。了解いたしました。

石渡会長： この後の委員の意見などからも、気づきがあると思います。

それでは、手をつなぐ親の会の阿部（由）委員より、お気づきの点について発言をお願いします。

阿部（由）委員： 今日は、「③体験の機会・場」の提供についてお話をさせていただきます。

地域生活支援拠点等は、障害が重度化、高齢化しても、住み慣れた国分寺の中で生活し続けられるようにするための機能として、手をつなぐ親の会としても大変に期待しています。そのなかでも、「体験の機会・場」を確保してくださるということは、例えば、知的障害のある方は言葉で説明しても理解することが難しいこともあるので、実際、体験をすることはとても大切で、また、体験することで、今後の自分たちの生活を考えるきっかけになると思います。

ただし、せっかくそのような「体験の機会・場」があっても、必要な人に利用してもらおう仕組みがなければ、宝の持ち腐れになってしまうのではないかと心配もあります。

障害のある人は、親が先立つこと自体も理解することが難しく、親との生活が永遠に続くと思っている方も多いと思います。親との生活が嫌だから独立したいというご本人のモチベーションがなければ、ご本人から「体験の機会・場」を利用したいとならないのではないかと思います。

一方、親の立場からしても、障害のある人の思春期が大変でも、20歳代、30歳代と年齢を重ねるうちに、本人が落ち着いてくると、次第に生活も落ち着いてきて、親は子どもとの生活がそれほど辛く思わなくなり、将来のことは不安だけれども、ショートステイ等の体験の場を利用させようと思わなくなっている状況が、会員の話を聞いていてわかります。しかし、親も40歳代、50歳代と年齢を重ねて高齢になり、いわゆる8050問題と言われるような世帯の会員も少しずつ出てきています。

そうならないように、大きな役割を果たしてくださるのが相談支援専門員ではないかと思います。ご本人の将来を見据えて、必要に応じてショートステイ等の「体験の機会・場」の利用を計画の中に組み込んで、半年に1回のモニタリングをしっかりと実施して、逐次そのなかで見直していく。例えば、将来をイメージすることが難しい子どもや保護者に対しては、「体験の機会・場」の必要性を説明

して、積極的に利用していただけるように働きかけをしていただけたらと思います。

そして、「体験の機会・場」を提供することにより、グループホームではなくて、一人暮らしが可能であるということや、一人暮らしのほうがご本人に合っているということがわかるかもしれません。そのようなことがわかるためには、支援者のアセスメント力等の専門性が求められてくると思いますので、そのところの人材の育成についてもお願いいたします。

また、会員の中で入所施設を利用している家族から、新型コロナウイルスが流行してからこの2年間、全く本人と会うことができなくなり、施設でも外出する機会がなく、施設の中に閉じこもっているということがわかり、このことからコロナ禍をきっかけに施設からグループホームに移行させたいと思っておられる会員の方も出てきています。

さらに、子どもを入所施設から国分寺に戻したいと思って、地域の社会資源等をもっと知りたいという理由で、私たち親の会に新たに入会された方もおられます。なかには、自分の子どもは施設から出て、地元のグループホームで生活することは無理ではないかと思っておられる方もあります。このような方も「体験の機会・場」を利用されると、地域移行が少し進んでいくと思いますので、これらの「体験の機会・場」が充実してくることを、手をつなぐ親の会としても願っています。

石渡会長：            ありがとうございました。地域生活支援拠点等の意義が具体的に良くわかったと思いますし、宝の持ち腐れにしないように、というお言葉がずしんと来ましたが、相談機能が大事だということを感じました。

次に、寒川委員にお願いします。

寒川委員：            私は、社会福祉法人はらからの家福祉会でピアサポーターをしております。今回は、「②緊急時の受入れ・対応」、「③体験の機会・場」に関して意見を述べさせていただきます。

「②緊急時の受入れ・対応」になりますが、緊急を要することが起きたときに、利用者の方にとって何が最善かと考えたり、見極めたりするには、医療と福祉が連携して捉えていくことが多いと思います。このときに医療側の視点が強くなることのあるのではないかと思います。医療の視点に引っ張られて、軽々しい入院になることは、どうか避けていただきたいと思います。

令和4年3月16日に開催された厚生労働省の検討会（第7回「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」）では、医療保護入院の廃止、その縮小を目指す体制をつくることを進める方針を示したとのことで、国分寺市でも精神障害のある人が安易な入院を避けられるような取組をお願いしたいと思います。

そのためには、利用者との日頃の関係性の良さが大切であることと、医療と福祉が話合う機会を持つこともとても大切になるのではないかと思います。福祉から医療側への積極的な働きかけを行うことにより、医療側にも地域のことを知ってもらえるようお願いをしたいと思います。

権利擁護の観点からも、精神障害のある方が地域で暮らすことがあたり前となっていますので、地域で暮らす権利が脅かされずにいられるご対応をどうか願

いします。

また、「②緊急時の受入れ・対応」時には、受け入れることが強調されやすいと思いますが、支援者が現場に実際に入っていき緊急対応もできるかと思えます。八王子市では、派遣型のアウトリーチ活動を行っているという報告を受けていますので、国分寺市でも、ぜひご検討いただけますようお願いいたします。アウトリーチの要望は、家族会からも求められているとの報告もいただいております。

次に、「③体験の機会・場」では、退院支援が進んでいけるように、退院の準備の機会を持てる場所が増えると良いと思います。現状では、ピア国分寺だけでは部屋数が足りないとの報告を受けております。入院している多くの方が地域に帰ってくることを望んでいると考えられます。ピア国分寺以外での体験の場を増やしていただけますようお願いいたします。

また、「体験の機会・場」は、ショートステイやグループホームだけでなく、入院中から退院後の活動場所を見据えていくことも、入院中の患者さんにとってはとても必要なこととなります。社会福祉法人はらからの家福祉会のさつき共同作業所では、入院中から作業所を利用できるように取り組んでいます。精神障害がある方が利用しているほかの事業所でも、体験を受け入れやすいよう体制を組んでいただけたらなと思います。

そして、最後になりますが、私にとっても、この自立支援協議会の場というのは、有意義で大切な時間になっています。皆さまのお話を聴くことで励まされることもあり、勉強になることも多いです。このような場を、地域で暮らすほかのピアの方やご家族の参加も引き続きお受けしていただきたいと思えます。また、ピアの人たちが支援者の皆さまと一緒に活動できる機会も増え、そして自立支援協議会の場でも発言する機会等が増えたなら、きっと幸せになる人がもっと増えると感じております。ぜひこれからもお力をお貸しいただけますよう、どうぞよろしく申し上げます。

石渡会長： 寒川委員，ありがとうございました。国分寺でも、医療分野へのアプローチを福祉側から取り組んでいることについて、また、自立支援協議会の意義についても話してください、ありがとうございました。

それでは、難病の会の稲垣委員，お願いします。

稲垣委員： 難病の会のメンバーは、既に地域で生活をしている方なので、事情が少し違う感じがします。難病のある者の緊急連絡先は病院になります。さらに、独居で生活をされている方の場合、転倒して自力で起き上がれない時の助けなど、緊急ですぐに電話連絡できる先がないとのこと。市でも、それら緊急時に支援者に連絡ができる仕組みづくりやそれらのヘルパーが駆けつけるための手当等の算段をいただくと助かります。

また、私が国分寺市障害者センターや発達障害者の親の会で話を聴く機会があるのですが、発達障害のある方への専門的な対応が課題だと聞いています。自宅での生活を継続するため、また、独立してアパート等で一人暮らしをするための宿泊体験の場を、社会福祉法人はらからの家のグループホームであるピア国分寺が提供しています。しかし、ご本人の判断で、その場からすぐに退去してしまうなど、どこにも定着できない方がいると聞きます。支援者らの支援力を寄せ集め、その方を見捨てることなく支援を継続していただきたいと願います。そして、

国分寺障害者団体連絡協議会でも、地域の課題として、精神障害者の地域での暮らしがあがっています。なかでも、発達障害のある方の支援が一層充実すれば良いと思います。

その他、一般の方の中には、精神障害のある方にどのように接したら良いかわからない、不安があると思われる方もいるようです。地域の中で、福祉関係者が、障害のある方と触れ合う機会や理解し合える場の提供をしていくなど、双方の調整を柔らかくしていく役目を担っていると私は考えています。

石渡会長：

稲垣委員，ありがとうございます。障害の状況により、難病の方の求めるものが違うということもよくわかりました。精神障害や発達障害のある方へのご配慮をありがとうございます。ここは坂田副会長と伊澤委員の精神保健福祉部会の報告にもかかわる部分だと思います。お気づきの点は、追加でお願いできればと思います。坂田副会長，よろしく申し上げます。

坂田副会長：

地域生活支援拠点という場を運営する事業所側の立場としても発言させていただきます。

まず、地域生活支援拠点とは何か、私が考えるに、国は地域共生社会づくり\*の一環で、障害福祉の観点からどのようなまちづくりをしていくのか、まずは、障害のある方が安心して暮らせるところと、そして社会参加できる仕組み、これを地域生活支援拠点の中に組み込んで示しているのだろうと考えています。

\*『誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—』  
(平成27年9月17日厚生労働省 新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム)

これらは高齢福祉分野では、地域包括ケアシステムというかたちであります。「包括」とは、児童分野から障害福祉分野までを広く含んだ概念ですので、本来ならば、このシステムで事業が一本化して、地域づくりに取り組めれば良い、と国が思い描いていたと推察するわけです。しかし、高齢福祉分野の諸サービスから、障害児福祉サービスや障害福祉サービスに至るまで網羅するかというと、それはすぐにはストーンと落ちない。そこで、各部局から地域共生社会づくりの仕組みを提案して、高齢化の施策が進んでいる地域は、地域包括ケアシステムを推進し、障害福祉の施策が進んでいる地域では、この地域生活支援拠点という考え方を推進し、児童福祉等の施策が進んでいけば、それらのネットワークを推進するというふうに、まちごとの特色を出していく。そして、至る道は地域共生社会づくりとして、各委員が既に話されたとおり、さまざまな障害のある方の理解が一層進んでいき、そして、最終的には、障害や児童分野、高齢福祉、生活困窮者や外国人であっても、LGBTQの方でも社会参加がしやすくなる、というふうに広がっていくのが、これからの社会の有り様だと考えています。

地域福祉の観点から言うと、重層的支援体制整備という発想もあり、その意味では地域福祉が進んでいるまちでは、各種アプローチから地域共生社会づくりをしてください、国からは全てをやれということではなくて、そのまちの特色を出してやっていくことが示されています。

私は、障害福祉分野の立場から、この地域生活支援拠点から国分寺のまちが地域共生社会づくりの基盤の一部になれば良いなと願って、参加させてもらっています。

地域生活支援拠点等の5つの機能について、委員の皆さまより、それぞれ重要

な点についてご指摘がありました。「①相談」については、障害福祉の観点から言うと、障害のある当事者の方、そのご家族、それから近隣の方が、さまざまな不安を訴えられていたと思います。一つは住民の方の理解が進んでいくということ、それから先ほど説明したとおり、社会参加がさらに進み、日常的に障害のある方がまちに出て暮らせるような時代になってきていると思います。それでも差別解消法等が法律で規定されなければ、まだ日本の中で障害のある方が一般の方と対等というところまで来てないということがあり、法律制定ということになったと思います。そして、福祉業界全般を見渡しても、虐待が根絶されないという課題があります。これら全てに、「①相談」が機能するという一方で、それらさまざまな問題の芽、そして地域課題というものがあぶり出されていくという機能が重要であると考えています。

また、「②緊急時の受入れ・対応」、「③体験の機会・場」については、国分寺では、短期入所事業4事業所が、地域生活支援拠点に参加している状況です。

「緊急入所保護事業」は、以前の「ショートステイ事業」でして、これまで各事業所が担ってきたわけですが、さらに、国分寺市として「緊急入所保護事業」として、いざという緊急時に、国分寺市障害者センターが使える仕組みです。これらが有機的に機能して、皆さまの不安がないように、それから受入体制がより充足していくということになります。そして、このサービスがいつ使えるのか、自分が使えるのか否かということではなくて、これらの要件の時には必ず使えるという保証が必要だと考えます。そのためには、短期入所事業所4カ所でも足りるかはわかりませんが、協力しあい「②緊急時の受入れ・対応」することで、皆さまが安心できるような地域になっていくと思います。

また、「③体験の機会・場」については、長期間の精神科病院の入院中の方や、施設入所をなさっている方が地域に戻れるためということでもありますが、実は自宅におられて親元から自立していくという方にもご利用いただけます。グループホームや一人暮らしへの移行に向けて、自らどれほどの力があるのか、専門用語ではアセスメントと言いますが、それらが機能として備えられていることが、体験の機会には必要だと思います。アセスメントというと、何か自分のことを全部分析されてしまうと思われるかもしれませんが、そうではなくて自分を知ること、それから知ってもらう機会と捉えていただいて、チャレンジできるチャンスと捉えてもらうと、この体験の機会の場が有効活用されるのではと考えています。

また、「④専門的人材の確保・養成」については、国分寺では基幹相談支援センターを中心に、さまざまな研修が通年開催されています。そのほかにも国分寺では、地域活動支援センターはじめ、障害当事者の団体や関係機関でも各種研修等が熱心に展開されている地域だと思っています。これらが有機的に結びついて、たまに企画が重なってしまうこともありますが、情報共有や情報交換がされることにより、皆さまにとって有意義な研修や人材育成の場が設けられて、参加できる機会があることが、市民の方に対しても重要になってくると考えています。

最後に、「⑤地域の体制づくり」とは、それら全てを通じて、地域共生社会の障害福祉分野から参加していくということで、高齢福祉分野や児童、教育等、さ

さまざまな分野と手をつないでいき、専門職だけではなく、市民の方ともその輪が広がり、皆で支え合うというところに行き着いていくと考えられます。

国分寺の場合は、特に、障害福祉の分野では、この度の新型コロナウイルスの蔓延にともない、各法人施設が横に手を取り合い、連携体制が一つできたと思います。具体的には、新型コロナウイルスに家族が罹患した際に、家で家族に看護されている本人はどこで支援を受けたら良いか、また、本人も発症した場合、本来は入院するケースであっても、病院側は障害の度合いによっては看てもらえないということがあり、市内のどこかで支援を受け続けられないかという検討を重ねてきました。新型コロナウイルスの発症は一つの例にすぎません。今後、大規模災害があるかもしれませんし、また未知なる何か新たな危機が起こるかもしれません。その際に、今回のことをきっかけにして、皆さまで連携して、これらの困難に立ち向かっていく地域、皆で支え合っていく地域、そこが地域生活支援拠点の更なる充実・強化という意味なのだと考えています。

そして、今年度、短期入所事業所が地域生活支援拠点に参加したことで、我々も事業者の立場として今後を見据えて、これらの事業についてさらに充実させていけるようにし、関係機関と共に協力し合っていければと願っています。

石渡会長：

坂田副会長、ありがとうございました。委員の皆さまの話を聴いて、地域生活支援拠点が確実に国分寺で動いていて、皆さまの暮らしやすいまちづくりにつながっていることを感じました。

また、新型コロナウイルスの蔓延が必ずしもマイナスばかりではなくて、新しい暮らしをつくるというところで、良い方向も出ていることを阿部（由）委員の話からも感じました。

この後の報告事項と関連することもあると思いますが、議題1「地域生活支援拠点等の更なる充実・強化について」は、ここまでといたします。

次に、議題2「令和4年度の自立支援協議会のテーマについて」、事務局から説明をお願いします。

事務局：

資料3をご覧ください。令和4年度の自立支援協議会のテーマは、令和3年度から引き続きまして、「地域生活支援拠点等における、障害のある方が地域で安心して暮らすために必要な機能の更なる充実・強化」とさせていただきたいと考えています。

令和4年度の取組としては、先ほど委員の皆さまからさまざまなご意見をいただきましたが、「体験の機会・場の活用・充実」を重点テーマとし、特に力を入れて取り組んでまいります。令和3年度に、市内の全ての短期入所事業所が地域生活支援拠点に位置付けられました。今後、「体験の機会・場の活用・充実」という機能の役割を果たしていくことが期待されています。また、社会福祉法人はらからの家福祉会のグループホームであるピア国分寺もその機能を担うべく、地域生活支援拠点への位置付けについて検討を進めています。

「体験の機会・場の活用・充実」を進めていくにあたり、国分寺市において必要とされる「体験の機会・場」について、市も事業所もしっかりとニーズを把握ができていない現状がありますので、ニーズの把握を行いまして、それを踏まえて地域生活支援拠点それぞれで提供できる「体験の機会・場」について検討を進めたいと思います。

提供できる内容がまとまりましたら、先ほど宝の持ち腐れとのご意見もいただきましたが、そうならないように市民の方や関係機関に対して、情報提供及び周知を行いまして、「体験の機会・場の機能の活用・充実」を図ってまいりたいと思います。

続いての取組としては、「拠点機能の更なる充実・強化」に向けて、ピア国分寺の地域生活支援拠点等への位置付けについて検討を進めるとともに、地域生活支援拠点の数が増えたので役割を整理して、地域生活支援拠点間の連携を強化することで、その機能の充実・強化につなげてまいります。

最後に、令和4年度も3月に開催される第3回自立支援協議会にて、「地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討」を実施し、今後の充実・強化にいかしていきたいと思います。

今日は、ご提案させていただいたテーマでよろしいか、ご意見のほどよろしくをお願いします。

石渡会長：

ご説明ありがとうございました。令和4年度の自立支援協議会のテーマについて、昨年度に引き続き「地域生活支援拠点等における、障害のある方が地域で安心して暮らすために必要な機能の更なる充実・強化」について委員の皆さまのご意見等を聴き、ここをさらに強化することが、国分寺のまちづくりにつながっていくことを実感しました。引き続きよろしくをお願いします。また、これに関して相談の大切さも切り離せないことだと思います。土井委員に補足的な説明をお願いします。

土井委員：

皆さまのご意見を聴いていまして、「体験の機会・場の活用・充実」に対する期待の大きさというものをひしひしと感じましたし、それをコーディネートする、またはご提案する立場である相談支援専門員の役割というものも改めて認識しています。

体験と一口に言いますが、世の中には、実にさまざまな体験があります。例えば、グループホームから単身生活への移行に関しては、以前より「サテライト型住居」という制度（グループホームの近くの住居で一人暮らしに近い形態で、グループホームの支援を受けることもできる。利用期間は原則3年間まで）がある。また、各通所事業所では、利用に向けて実習の取扱いもあり、就業については、職場の体験実習もあります。この体験の場として一番大事なことは、よりスモールステップで、より柔軟に、この柔軟性がとても大事なのですが、各種体験ができる「体験の機会・場」が必要だと考えています。とても重要なテーマだと思います。

また、短期入所の体験では、就労されている方の一人暮らし用のワンルーム・マンションタイプで、居宅サービスの利用体験をしながら、一人暮らしを疑似体験する、あるいは、気の合う仲間とルームシェアをする、好きな人と一緒に暮らしたいなど、そこにはクリアしなければいけない課題も山積しますが、多様な「体験の機会・場」をより気軽に提供できるように、ニーズ調査もできれば、とてもすばらしいテーマだと思います。

余談になりますが、「体験」というのは、先ほど阿部（由）委員の話にもありましたが、障害のある当事者だけが体験するのではなくて、今まで共に暮らしてきた子どもが思春期を越えて安定した生活だと感じている家族こそ、子どもと離

れて過ごすことを体験する、双方の体験、その意味でも価値のある「体験の機会・場」の提供だと思えます。令和4年度の重点テーマとして、「体験の機会・場の活用・充実」に取り組み、ニーズを掘り起こして、私が願うことはとにかく柔軟に、そして短期入所先に泊まるという機能だけでなく、そこで語り合うとか、居場所、出会いの場であるなど幅広い体験があり、それらも含めてより広く議論できれば素晴らしいことだと期待しています。

石渡会長：

土井委員、ありがとうございました。令和4年度のテーマについて、ご意見が委員の委員は、挙手をお願いします。

土井委員から、スモールステップで柔軟に対応していきたいという話もありました。また、委員の皆さまの発言からも、これらを着実に前に進めるという見込みで、令和4年度の共通テーマは、令和3年度に引き続き、「地域生活支援拠点等における、障害のある方が地域で安心して暮らすために必要な機能の更なる充実・強化」としてよろしいですか。

委員の皆さまが頷いてくださっています。令和4年度のテーマは、引き続き、地域生活支援拠点等について深めていくことにします。

次の3番目の議題は、「各専門部会の令和3年度の活動報告と今後の取組について」、相談支援部会から始めます。土井委員、お願いします。

土井委員：

相談支援部会の部会長を仰せつかっております、社会福祉法人けやきの杜、国分寺市地域活動支援センター虹の土井満春です。令和3年度相談支援部会の年間活動報告について、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料4、2ページから3ページをご覧ください。

新型コロナ「第6波」もピークアウトしたかと報道されていますが、令和3年度を振り返ると、緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の双方で約200日間、相談支援部会の活動も制限されながらも、オンライン会議と対面式とのハイブリッド型で、令和3年度、相談支援部会の当初計画に基づいて、柔軟に1年間予定していた活動に取り組むことができています。

まず、令和3年度の取組テーマの一つである、「新型コロナウイルスへの対応の検証と今後の対策を検討」にもまつわる研修企画、「災害時における障害者支援とは」を昨年末12月21日、cocobunji プラザ、リオンホールにて開催しました。講師に跡見学園女子大学、鍵屋一教授を迎えて、研修会を対面型とオンライン研修とハイブリッド型で実施しました。本研修では、国分寺市総務部防災安全課より、国分寺市の災害リスク想定等の現状の報告をいただきまして、それを踏まえたうえで、鍵屋教授から阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震の事例を基に、高齢化社会、障害福祉の現状を踏まえながら、身近な災害対策や福祉事業所におけるBCP（事業継続計画）の重要性等についてわかりやすい説明がありました。

衝撃を受けたことは、この25年間で日本の高齢化が大分進み、さらに障害、難病等により、独力で避難できない方の割合が大幅に増えているということ。一方で、反比例するように、共助につながる良好な近所付き合いをしている人が、アンケート結果によると、この25年間で5分の1程に減っている。さらに、災害時に活躍が期待される消防団員が、25年前と比べて6割減。そして、自治体の職員も25年前に比べて全国的に2割以上減っているとのこと。

以上からも、災害対策における社会の脆弱性というものが、実はこの25年で顕著になっているという話を聞いたとき、私自身も大変に驚きました。参加されている方も危機感を持ったと思います。

鍵屋教授は、このような状況だからこそ、防災対策においても我々のような福祉職や支援職が地域をつなぐ存在になること、そして支援を必要とする方を守るために、我々に何ができるかと常に考えて協力しながら、BCP（事業継続計画）等の策定、災害時の「個別避難計画」の作成、それらが重要であると述べておられました。

研修当日は、福祉、教育関係者を中心に、会場で40名、YouTubeを活用したオンライン中継で50名以上の方の出席・視聴参加がありました。参加された方の中で、市内の自治会の方に、後日わざわざお電話をいただきまして、今回の研修は非常に身につまされたと、ぜひ自治会に持ち帰って検討し、また講師をお招きして勉強したい、とご連絡をいただくほど大きな反響がありました。

今回、お手元にお配りした自立支援協議会のニュースレターNo.10をぜひご覧ください。この研修内容をまとめて掲載しています。防災に関しての永久保存版として、広く市民にもご覧いただければと思います。大変に意義ある研修だったので、この研修を機に、災害時における支援、福祉事業所の果たせる役割等について、引き続き相談支援部会としても研究を継続していければと考えています。

次に、もう一つの大きな柱である「教育分野との更なる連携について検討」については、障害児通所支援事業所連絡会において協議を継続していますが、そのなかで11月26日に市内11の障害児通所支援事業所から、事務局も合わせて21名が参加して「東京都立武蔵台学園見学及び意見交換会」を実施しました。

都立武蔵台学園と市内の各事業所は、これまでも個別ケース等について情報交換や連携等もさせていただいています。今回、改めて授業の様子や校内の設備等も見学しました。特に、授業の中で、ITが導入されて活用されている状況をつぶさに見学しました。そして、学校と福祉、医療との関係機関をつなぐ特別支援教育コーディネーターの働きについても知るとともに、進路選択、就労支援等について闊達な質疑応答、情報交換ができ、予定の時間ぎりぎりまで活発な意見交換が続きました。これらの体験というのは、市内の各事業所にとっては、今後の支援・療育について大きな参考になったと思われますし、教育と福祉の顔の見える関係づくりもさらに深められたのではないかと思います。参加された方から、学校に気軽に連絡が取れるようになった、コーディネーターの先生に伝えて連携がとれるという点で、安心感をもてるようになりました。支援上、とても重要なことだと思いますので、小さな一歩かもしれませんが、これらの機会を今後も継続していくことが、福祉と教育のより連携強化につながっていくだろうと願っています。

最後に、令和2年度から相談支援部会が継続して協議している「緊急を緊急にしない取組」については、市内の短期入所事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられたことで、市内の事業所が連携、協力して支援に取り組むこと、いわばセーフティネットの網の目を細かくしていくということで、これも大きな一歩につながると思います。

さらに、この3月には、市内の障害者福祉団体から、緊急にかかわるニーズ調

査もスタートさせて、第1回目として「“発達障害者の親”の会 なのはな会」の役員の皆さまと意見交換を実施しました。また、国分寺市手をつなぐ親の会、国分寺あゆみ会の意見を取りまとめていただき、聴取させていただきました。

今後もこのようなニーズ調査を継続するとともに、そのニーズの分析と緊急時の支援における課題の整理、そして国分寺市におけるセーフティネットの強化と、適切な周知、運営等についても具体的な検討を行っていければと考えています。以上で令和3年度の相談支援部会の活動報告といたします。

石渡会長： 土井委員、ありがとうございました。つい先日も大きな地震があり、いろいろ考えさせられました。災害対策研修の良い機会が設けられたという報告でしたが、この研修に参加された民生委員の阿部委員に、民生委員の立場として、体験等も含めてご意見をいただけますか。

阿部（恵）委員： 昨年12月に開催された災害対策研修は、自分のためにもなる良い研修内容でした。研修の時間があっという間に過ぎる感じで、改めてもう一度、講義を聴きたいと思いました。研修を振り返り、一番心に残った言葉は、「正常化の偏見」ということで、「私は、大丈夫。」という気持ちを人は持つとのこと。国分寺の台地は安定していて、水災害の被害も少なく、つつい「私は大丈夫。」という気持ちがあるのですが、そこをまず克服することが大切であるという話でした。国分寺は、大きな災害もなく、平穏な地域だから大丈夫という自分の思いを反省しました。そして、つい先頃の16日の夜中の地震で、自分の行動を振り返ると、ただ怖くて、何もできなかった自分がいました。ですので、何か一つ自分でできることを考えようと、就寝前にやかんに水を入れる習慣をつけるようにしました。水が一番大事ですから、身近なところから行っていくことが大事であるという思いを教えられた講演会でした。ありがとうございました。

石渡会長： 阿部（恵）委員、ありがとうございました。もう一度、講演を聴きたいという話もありましたが、YouTubeの見逃し配信も既に終了しているとのことで、残念でした。

それでは、教育と福祉の連携について、都立武蔵台学園に見学に行かれて、有意義な意見交換ができたと報告がありましたが、山本委員にこの見学会も含めて、ご意見をいただければと思います。

山本委員： 都立武蔵台学園では、新型コロナウイルス感染対策のための制限がなければ、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の一環として、放課後等デイサービス事業所の皆さまに学校見学をしていただく機会を設ける予定でしたが、令和3年度は、それとは別企画で、国分寺市の相談支援部会の障害児通所支援事業所連絡会の皆さまにご見学いただきました。令和4年度は、就労継続支援B型の事業所、就労移行支援事業所の方にも見学いただく予定がありますので、ご参加いただければと思います。

このように、教育と福祉と連携する機会を増やしていき、多くの方にご意見をいただくことで、より広い視野で児童・生徒を考えていく機会にもなると思います。各関係機関ともう少し気軽に相談ができるきっかけになればと思いますので、次年度もよろしくお願いします。

石渡会長： 山本委員、ありがとうございました。連携がより深められたら良いと思います。それでは、先ほど土井委員から「緊急を緊急にしない支援体制」や地域生活支援

拠点等について報告がありました。これらの進捗状況について、銀川委員から説明をお願いします。

銀川委員：

基幹相談支援センター長として、ご報告させていただきます。

相談支援事業所連絡会では、「緊急を緊急にしない支援体制」とは、どの議題にも出てくるキーワードとなっています。令和3年度は、緊急入所保護事業の利用につながるケースに限らず、相談支援専門員として心配に感じていることや、実際には緊急が発生していないが、予想される緊急事態について、または、相談支援専門員が実際に体験したケース等について話し合いを行っています。

その話し合いのなかで出された意見には、相談支援専門員が担当したケースにより、知的障害のある方、精神障害のある方では、その緊急事態の種類が異なることがわかってきました。そこで精神障害がある方の緊急時とは、というテーマでも話し合いを重ねています。精神障害の方の緊急時については、令和4年度より精神保健福祉部会と連携して、話し合いをより深めていけたらと計画しています。

また、市内の家族会等障害者福祉団体からも緊急時の対応について、貴重なご意見を聴いています。いただいたご意見はそのままにせず、何らかのかたちにしてフィードバックができるように今後取り組んでいきたいと思えます。

また、教育との連携では、障害児通所支援事業所連絡会で都立武蔵台学園に見学に行かせていただき、特別支援教育コーディネーターの先生とのつながりもできたので、令和4年度相談支援部会の相談支援事業所連絡会にお招きし、相談支援専門員とのつながりが深まるような取組に注力したいと計画をしています。

石渡会長：

銀川委員、ありがとうございました。精神障害者への支援の在り方を検討していく、「緊急を緊急にしない支援体制」というご意見、それから災害の対応等、先ほど土井委員が、スモールステップで柔軟にと話されたことの重要性を再認識しました。土井委員、委員の皆さまのご意見を聴かれて、一言コメントをお願いします。

土井委員：

ありがとうございます。まず、教育との連携については、今、障害児通所支援事業所連絡会を通じて見学させていただきました。次は、相談支援専門員と学校教育との連携を深めて、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」を市内でも強化・充実していくことがより支援の向上につながるかと考えています。

支援者も、学校に連絡することに遠慮がありましたが、実際、顔を合わせて、情報交換もできますと障壁も下がりますので、相談支援専門員としてもぜひ双方の連携を続けていきたいと思えます。

災害対策研修では、災害に備える防災という側面だけでなく、そのなかで支援を必要とする障害者、高齢者等を地域で把握して、いかに助け合っていくか、また、その媒介役として福祉従事者の力が求められていることも再認識いたしました。そして、市内の福祉施設を中心として、福祉避難所が、障害に関するところでは10カ所用意されており、それらの機能に不備がないか、設備が整っているのか等の点検のほか、職員の心構え、準備もできていますか、と講師から投げかけられたと思えます。防災という観点だけでなく、災害時支援が必要な方を地域でいかに支え合うか、福祉側から他機関と連携して支え合っていくというこ

ろを新たに学ばせていただいて、価値ある研修だったと思っています。

石渡会長： 土井委員，ありがとうございました。

それでは続いて，就労支援部会について八橋委員から，お願いします。

八橋委員： 就労支援部会の部会長を仰せつかっております社会福祉法人ななえの里，就労継続支援 B 型ともしび工房の所長の八橋宏と申します。早速，令和 3 年度就労支援部会の年間活動報告について，ご説明をさせていただきます。

資料 4 の 4 ページから 5 ページをご覧ください。

4 ページでは，令和 3 年度の就労支援部会の主な取組内容を時系列で報告しています。裏面の 5 ページには，年間の活動を通じて，成果や活動から見えてきたこと，年間の様子などをまとめさせていただきました。

まず，年間活動の当初の計画の中では，就労支援部会の取組として，高工賃を達成している就労継続支援 B 型事業所や，あるいは先進的な取組を実施する事業所や就労支援事業所の見学や研修等を計画していたのですが，それらについては新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり，控えさせていただき，実現ができませんでした。

就労支援部会では，「農福連携に関する協議」，「国分寺障害者施設お仕事ネットワーク（以下「お仕事ネットワーク」という。）」，「就労移行支援事業所連絡会」，という 3 つの作業部会を開催し，なかでも価格表の作成は，お仕事ネットワークの定例の会議とは切り離して，別にワーキング・グループを設けました。

まず，「農福連携に関する協議」では，就労支援事業所と JA が共同で乾燥野菜の商品化や学校給食や飲食店への卸売等の可能性を検証してきたのですが，生産コスト等で断念せざるを得ない状況に陥っています。市内の就労支援事業所に，大規模な設備や人員がいる事業所がなく，設備関係や人員体制を考慮すると，生産加工に関する連携，採算も含めて，実現させるのが難しい状況だとわかりました。それよりも，除草作業等の役務提供による連携が比較的，実現の可能性が高いと感じています。今年度はそのような事情で，農福連携に関する協議については，具体的に関係者が集まる機会を設けられませんでしたでしたが，令和 4 年度に関しては，意見交換を再開したいと思います。

次に，お仕事ネットワークの連携活性化に関しては，令和 3 年度も国分寺駅の商業施設での販売会に継続的に取り組みました。8 月に，当初計画していた販売会は，新型コロナウイルスの感染拡大の影響で中止しましたが，12 月，1 月，3 月中旬に，セレオ国分寺様及び国分寺マルイ様の協力のもと，販売会を実施しています。今年度は，計 3 回の販売を行ったことで，「国分寺市地域活性化包括連携協定」を結んでいる（株）JR 中央線コミュニティデザイン セレオ国分寺様，（株）丸井 国分寺マルイ様，（株）三越伊勢丹 ミーツ国分寺様に協力をいただいで，これらの販売会を継続して実現でき，良好な関係性を築くことができたことに感謝申し上げます。

これらの販売会が地域にどの程度定着しているのか，回りづらい面があるのですが，少しずつ定着しているだろうと期待しながら，マンネリにならない工夫をして，引き続き取り組んでいきたいと思っています。

また，お仕事ネットワークの活動において，外部の受注を拡大するために，作業ごとの価格表の作成が課題となっていました，これについて昨年 11 月から

2月にかけて、ワーキング・グループで必要な検討を行うことができました。検討した内容を価格表として体裁を整えながら、いかに情報発信して具体的な成果を上げるかが、次年度の課題となります。

最後に、「就労移行支援事業所連絡会」の取組に関しては、令和3年度も「国分寺市地域活性化包括連携協定」を結んでいる企業様や団体様を中心に、実習先の開拓を行いました。現在、実習の受入れを理解くださる企業様や団体様も少しずつ増える傾向にあります。今後は、現在実習を希望されている障害のある方の人員数と、それに対して提供可能な実習機会の量的なバランスが取れているのかについても検証をして、今後の実習開拓の方向性を見極める必要があると思います。量的な部分も充実させつつ、質も同様に高めていけるように、令和4年度に、検証しながら見極めていく時期だと思っています。

石渡会長： 八橋委員、ありがとうございました。就労支援部会の取組も着実に地域に根を下ろしていると思えました。これらの販売会のことなど、佐々木委員より、ご意見をいただけますか。

佐々木委員： 一般社団法人一粒福祉社会デオアシスマほろばは、共生型サービスとして障害福祉の生活介護事業と介護保険の地域密着型通所介護を一体で運営しています。本制度は、令和元年にスタートしたのですが、東京都下であまり広がっていません。我々の高齢者施設は、就労にも取り組んでいて、お仕事ネットワークに加盟してお仕事をいただいているという経緯があります。

法人としては、国分寺市身体障害者福祉協会を母体とし、デオアシスマほろば（共生型サービス）、国立市に就労継続支援B型・生活介護事業の多機能施設アリーズまほろばを開設しています。障害分野は、国分寺市以外の地域の方が通所しても良く、高齢分野は国分寺市内の人が通所しており、多様な活動を展開しています。

それら活動を通じて思うところは、お仕事ネットワークのメンバー自身も気づいていないかもしれませんが、柔軟なとても素晴らしい団体だということです。このようなネットワークは、他の地域では見られず、市のお力添えもありますが、「国分寺市地域活性化包括連携協定」により、駅近の商業施設等の立地条件の良い場所で販売会ができます。コロナ禍で大変ななか、国分寺マルイ様もセオ国分寺様も積極的に協力くださり、インクルージョンフェスのように各種団体が集い、お仕事ネットワーク以外の団体も出店されました。

我々法人の利用者さまも、コロナ禍の販売会でしたが参加の機会を設けていただき、市民の方と直接やりとりするチャンスがありました。売上のことだけでなく、利用者さまの社会参加の機会と捉えて、他団体や企業社員とのやりとりもあり、このような体験の機会は貴重だと思う次第です。

多様な機会があるということが、障害のある方には、とても必要なことで、地域の一員として、お買物にいられた一般市民と触れ合い、臆んとしてくださるお客様もついてきて、とても良いチャンスだと思います。

我々の法人では、単独でこのような事業は展開できないので、お仕事ネットワークの力と市の協力に感謝しています。これからもこれらの機会が増えたら良いと思います。

石渡会長： 佐々木委員，ありがとうございました。これらの販売会が地域に根ざしていくことは，行政がバックアップしてくれることを含めて，就業施設の関係では大きな意味を持ちますし，なによりも参加された方の自信にもつながると思います。

それでは，実習先の開拓に関して，就労支援センターの菊地委員より，お願いします。

菊地委員： 本年3月時点での実習先開拓についての状況を報告させていただきます。

令和2年度から引き続き，近隣市の大型スーパー（小売業）の実習は，市が確認したところ，実習後の就業の可能性ありとの条件で確認がとれています。

同じく，近隣市の大学ですが，11月に先方と打合せを行いまして，実習の受入れについては現状厳しいと返答がありました。また，市内の社会福祉法人施設は，10月に先方と打合せを行いまして，作業に関しては，施設内の消毒作業やレクリエーション活動等，高齢者との対話を実習生の特性状況に応じて相談しながら受けていただけるとのことです。実習に際しては，新型コロナの予防接種ワクチン2回接種が前提とのことで確認しました。現在，オミクロン株の感染拡大の状況があり，実習受入れについては，コロナ禍の状況が一段落してから調整をすることにしています。

同じく，令和2年度から，市内の商業施設（小売業）についても，10月に先方と打合せを行い，実習の受入れについては了解をいただいています。実習の日程については，先方からの連絡を待っています。

最後に，企業開拓に関しては，就労移行支援事業所連絡会で就労移行支援事業所の「就労支援事業所チェンジアップ」や「国分寺カルディア」から，さまざまな職種の体験ができれば良いという希望をいただいています。「国分寺市地域活性化包括連携協定」を結び国分寺郵便局にも打診中です。今年1月に，先方との話の中で，無理のない範囲で受入れ可能と回答がありました。日程については現在調整中です。

本年2月に，第3回の就労移行支援事業所連絡会を開催したなかで，実習の開拓先を広げるためには，今後，需要の見込みがなければ開拓先の広げ方も再検討が必要ということで，当連絡会で「国分寺カルディア」からは，都心の実習先が多く，国分寺市内の実習先があると良いとの要望があり，また，訓練や体験の場の希望が多くあるという意見をいただきました。「就労支援事業所チェンジアップ」からは，国分寺市内のプログラムの仕組みとして，必要ではないかとの意見をいただきました。

就労支援センターでご案内しています令和3年度の市役所実習の第4回目（11月）に有害ごみの分別実習，第5回目（2月）に畜犬予防接種等のお知らせの封入作業を実施しました。有害ごみの分別には，計9名の方が参加，封入作業実習は，計7名の方が参加され，今回は，ともしび工房からも参加いただきました。

次年度の展望として，令和4年度の市役所実習に関しては，年5回実施するなかで，室内での立ち作業や座り作業，外作業等，実習形態にバリエーションを持たせる方向で，また，実習先の開拓については，コロナ禍で実習ができなかった実習先での実施や，また，実習受入れ先の状況を見ながら新規の開拓を進めていくという流れになります。

石渡会長： 菊地委員，ありがとうございました。近隣市の大型スーパー（小売業）を含めて，地域の協力が進んでいると感じました。八橋委員，コメントをお願いします。

八橋委員： 佐々木委員のご意見などを踏まえて，お仕事ネットワークに関しては，佐々木委員から良いネットワークが構築されているというコメントをいただきました。加盟団体から期待されていることをひしひしと感じています。それを上回るように，今後も市と協力しながら充実させていきたいと思ひます。

また，「農福連携に関する協議」，「就労移行支援事業所連絡会」についても同様に，関係者の方から期待されている役割があると改めて感じましたので，そのところは令和4年度も各作業部会中心に就労支援部会として，きちっと取り組んでいきたいと思ひます。

石渡会長： 八橋委員，ありがとうございました。よろしくお願ひします。

それでは精神保健福祉部会について，伊澤委員のご報告をお願いします。

伊澤委員： 精神保健福祉部会の部会長を務めています，はらからの家福祉会の地域生活支援センターブラッツの伊澤です。よろしくお願ひします。

精神保健福祉部会の令和3年度の活動報告をさせていただきます。

資料4，6ページから7ページをご覧ください。

冒頭の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けて，これが今年の精神保健福祉部会が協議，検討してきた内容で，大きなテーマになります。数年前，国の方針として，精神障害のある方にもしっかりと地域生活を保証しなければならない，さらに，地域生活が得られない方に対して，しっかりと暮らしが確保されるような流れをつくり出していく方向で動き始めています。

この背景には，国民病と言われる心疾患，脳血管障害等の罹患数が高い疾病に比して，精神疾患に罹患される方が増えている。現在，約420万人が我が国では罹患されている。人口1億2,500万ですから，実に30人に1人の割合で，精神疾患の方がおられる，高い罹患率があります。まさに国民病としてしっかりとこのことを捉えなければならない状況となります。

さらに，長期に入院療養をされている方が多い。約1,600の単科の精神科病院に約30万人が入院し，長期入院の方が20万人を超えている。諸外国に比べて長期間の入院患者が多い，それらの事情が我が国にあります。さらに高齢化が進むなかで，地域に戻る術が得られないという事情です。

そして，地域に退院される方もいますが，退院しても地域に長く留まれない。結局，入退院を繰り返してしまう。すなわち，地域の支援の力が弱い，地域の受け入れる力量が乏しい，そのような事情もあります。これが，「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が必要であると言われているゆえんです。

これらの課題を鑑み，この我がまち国分寺に精神障害のある方がおおよそ推計値で約4,000人おられる。人口あたり30人に1人罹患すると試算するとその数字になる。全ての方に医療的，あるいは福祉的な支援が必要だと申し上げますが，しかし，それら潜在的なニーズがまちにはあるということをベースに考えていきたいと思ひます。

お手元の資料4の7ページをご覧ください。

精神保健福祉部会の第3回（11月）では，「退院請求等当番弁護士制度」について，多摩パブリック法律事務所の幡野弁護士をお招きし，詳しい話を聞かせて

いただきました。令和3年10月、岡山市で開催された日本弁護士連合会の「第63回人権擁護大会・シンポジウム」にて、「精神障害のある人の尊厳の確立をめざして～地域生活の実現と弁護士の役割～」と題した分科会にて、精神障害のある人の人権救済手続きと「退院請求等当番弁護士制度」のことも取り上げられて全国にその動きを拡散していこうという流れになっています。

福岡で生まれた「退院請求等当番弁護士制度」ですが、弁護士が、直接病院に足を運んで、入院している患者に直接会って、退院に向けた準備をし、権利擁護を含めながら退院に結びつけていく制度です。

一方で、「精神保健福祉法」の精神科病院における処遇等の項目に関して、「精神医療審査会」が都道府県に設置されるとあります。この「精神医療審査会」が入院中の処遇や患者の退院に向けて準備をしていく会議体になるのですが、形骸化しているとの評価があり、「退院請求等当番弁護士制度」は、そこに喝を入れていくという制度になります。今回、本件の学びの機会を得て、権利擁護を行使する強力な部隊である弁護士と共に、ソーシャルなサポートを繰り広げていくことを意識しながら、先に進んでいければ良いと思った次第です。

そして、精神障害理解の普及啓発に関しては、中学校、高校の養護教諭が、心のゆらぎを持っている若年者に対して相対するときに、どのような対応の仕方があるか、それについて知りたいとの要望を受け、それに応えていける活動をこの部会で策定しようということになりました。養護の先生方が、毎月定例的な連絡会のほか夏季研修も開催しておられ、その場に部会員が足を運び、精神保健医療や福祉も含めて情報を発信し、個別相談にも応じながら連携、協働を深める機会が持てることを期待しています。

また、「地域移行支援ワーキング・グループ」の活動にも触れておきます。患者の退院促進を進めていくために、精神保健福祉部会の中に、当ワーキング・グループを発足していますが、国分寺市民が入院や通院先とする近隣市の医療機関にチームが出向いて、病院の医療スタッフと対話をしながら、退院に向けての協議を重ねる機会を持ちました。令和3年年5月に病院の医療相談室のソーシャルワーカーと話をしたことを皮切りに、12月6日には看護部の方と話す機会を持ちました。病棟の看護の方2名から病棟の様子をお聴きしながら、看護の方がどのような思いで日々患者に接しているのか、退院に向けて何が必要であるのか、そのような話を聴く機会になりました。看護の方より、担当される病棟がわりと活動性の高い方の病棟だと察せられますが、看護の方の目線では、入院患者の8割ほどが退院可能と思われるが、退院ができない、退院を阻害する要因、諸事情が複雑にいろいろあり、そのなかで患者の退院への積極的な気持ちが整えられない、そのような要素も大きいと聞きます。

そのうえで、退院に向けた消極的な気持ちには、前を向いていただくように地域から働きかけるアプローチが必要ではないかとの話を聞きました。看護の方は、入院する患者の目標は退院であり、退院の実現に向けて、病院に外部地域から関係機関あるいはピアの方に足を運んでほしいとのことでした。

私もあちこちの病院に足を運んでいます。このような言葉が看護の方からなかなか聞かれないのです。その意味でも、退院に向けて積極的な取組が進んでいる病院であるという印象を持ちました。「地域移行支援ワーキング・グループ」

では、こちらが近隣市の病院に足を運びながら関係を密にして、退院促進の対策支援を継続していきたいという思いを強めた次第です。

さらに、今年の2月28日、この病院の作業療法士（OT）の方と話す機会を持ちました。病院の作業療法士は、患者が日常生活上のスキルを取り戻すための活動を手掛けており、退院を準備していくために大事な部署となります。

作業療法士の話では、入院患者の退院への気持ちを整えていくためのツールや社会資源等、退院した先にどのような具体的な支えがあるのか、それら情報が少ないとのことでした。例えば、退院先の暮らしが具体的にイメージできるように、地域側から映像ビジュアル等でそれらを示し、あるいはオンライン会議等を開催して交流の機会を持つなど、新型コロナウイルスの感染対策のためのさまざまな制限があるなかでも、いろいろな試みができるのではないか、そのような提案がありました。令和4年度の「地域移行支援ワーキング・グループ」では、地域発信の映像資料等をつくり、病院に持ち込めたら良いという話も出ています。

最後に、精神保健福祉部会の第4回（2月）では、当事者の方から話を聴く機会を設けました。当事者の方からの話を聴くのは2回目になります。今回は、2名の方が来られて、対話型で設問を投げかけさせていただきました。設問の中身は、地域生活で直面した苦難とか困難やそれをどのように乗り越えたか、さらに支援の障害福祉サービスに望むこと、国や自治体に対する率直な意見や要望、インフォーマルな社会資源の利用状況などを聴き取りました。

そのなかでも印象的だったのは、生活の中で直面した苦難をどう捉えて越えていったのか、さらに、経済的に苦境に陥った話が強烈でして、生活保護の受給を受けずに、年金をやりくりして苦境を乗り越えようとした時期があり、それが大変にきつかったと経済保障の必要性を強調されました。そして、精神状態が不安定のなかで、支援者との出会いが大事だったという話を強調されていました。

支援サービスに望むことは、体調の不調時は、支援者から良いアドバイスやかかわりをもらっても、自身のアンテナが閉じている状態では、その情報が自分の中にすっきり入ってこない。少し時間をおいて、落ち着いてくれば徐々にアンテナが開くので、ゆっくり少しずつ情報を入れてほしいという話でした。つまり支援者側のスピード感と受け入れる当事者の方の噛み合わせと言いますか、そのような部分が大事だと痛感しました。

国や行政に対する率直な意見、要望には、各種手続、更新等を含めて、実務的な作業に関して、住所や氏名等を何度も記入することに負担感がある。または、他市で利用できている福祉サービスが、国分寺市内では使えないものがあり、今後、是正してほしいとの要望もありました。

今回のヒアリングを通じて、統括的なところでは、障害のある方がご自分らしく生活していくためには、治療に関する医療との信頼関係がきちんと築けていて、さらに、経済的に不安がないこと。そして、孤立しないことが重要であるとわかりました。ヒアリングの最後に、当事者の方が話されましたが、こうして登壇して発信できる自分は幸せで、まだ大丈夫だろうと。しかし、このような場で話せる当事者はまだ少数で、光がまだあたっていない人がいるので、しっかりと光を当ててほしいという要望もいただきました。ヒアリングを重ね、聴き取りをしながら、支援体制の整備にこれからもつなげていきたいという思いを強めてい

る次第です。

石渡会長：

伊澤委員，ありがとうございました。寒川委員が，アウトリーチの重要性をお話してくださいました。近隣市の病院と良い関係を築くことが大切だとよくわかりました。そして，学校との連携に関しても，養護教諭と良い関係をつなぎ合わせつつあるようですので，ここで，精神疾患についての学校での取組について，大島委員よりお願いします。

大島委員：

学校教育における精神障害に関する学習に関してですが，令和4年度から全面实施となります。高等学校の学習指導要領では，保健体育と現代社会の健康という單元の中で扱うこととなります。そのなかで，今回新たに「精神疾患の予防と回復」の項目内容で，「回復」について示されて，現代における健康課題により対応できるということが示されています。

小中学校については基礎的な力をしっかりと身につけるということで，小中学校では精神疾患という言葉は使われておりませんが，心身の健康保持増進に関する教育として，こちらも保健体育科を中心に学習を積み重ねている状況です。具体的には，小学校の高学年で，心の健康という單元で，心の発達や不安，悩みへの対処等を学んでいく。また，中学校では，心身の機能の発達と心の健康という單元で，精神機能の発達と自己形成，そして，欲求やストレスへの対処，また心の健康等を学んでいます。

以上のように，学校教育では，発達の段階に応じた内容について系統的に学び，高校の学習へつなげています。

石渡会長：

大島委員，ありがとうございました。学校教育の中でも，早い段階から取り組んでくださっていることがわかり，大変ありがたいと思いました。

そして，弁護士の古川委員が急遽ご欠席になり，先ほどの伊澤委員の報告とも重なりますが，弁護士会の取組について，古川委員からのコメントを銀川委員がお預りしているとのことで，代読をお願いします。

古川委員：

(代読)

古川委員に代わり，以下を代読させていただきます。

精神科病院に入院中の方が，症状が良くなり退院したいけれど退院させてもらえない，または，家族や友人と自由に会わせてもらえない時に，都道府県知事宛てに，「退院請求」，「処遇改善請求」を出して，精神保健福祉センターに設置された「精神医療審査会」の審査を求めることができます。

多摩地域を含めた，東京都では「退院請求」，「処遇改善請求」どちらもあまり活用されていません。「退院請求」，「処遇改善請求」を取り扱う弁護士自体が少なく，そうした弁護士への連絡方法も限られていたことが一因と考えられます。そこで，平成30年頃より，東京都の弁護士会が共同して「退院請求等当番弁護士制度」の検討を進め，多摩地域では令和2年4月から同制度が開始しました。「退院請求」，「処遇改善請求」は，仮に退院等につながらなくても，本人が納得して治療に取り組めるようになったり，直ちに退院とはならなくても，退院後の環境調整が進むきっかけになったりすることがあります。

福岡県では，平成5年から「精神保健当番弁護士制度」（「退院請求等当番弁護士制度」と同様の制度）を開始しており，「精神医療審査会」に申請された「処遇改善」や「退院申請」が認められる割合が，他地域に比べて高く，弁護士が精神科病院に入ること，医療従事者の意識が変わる副次的効果もあると言われて

います。

「退院請求」や「処遇改善請求」を取り扱う弁護士は、残念ながらいまだに少なく、制度普及のためには、同制度を担う弁護士の育成が必要です。「退院請求等当番弁護士制度」を利用される方は、退院等について親族の協力を得られない場合も多く、そのような方のサポートを弁護士だけで行うのは、意思疎通の面だけでも困難を伴います。そして、「退院請求」には、退院後のご本人の生活を支える体制の構築が必要であり、弁護士だけでは対応できません。

このように、一般的な対応が困難であることから、弁護士が同分野を避ける傾向にあると考えます。また、弁護士は基本的に自営業ですので、手間に見合う報酬が確保されなければ、業務として取り組めません。現在の制度は、問題意識を有する弁護士のボランティア的な活動で、成立しているといえます。この分野では、特に福祉と司法の連携が求められると思いますので、まずは顔の見える関係づくりを進めていきたいと考えています。その上で、福祉分野の皆さまからの案件に弁護士を巻き込んでいただき、「退院請求等当番弁護士制度」に対する弁護士のノウハウを増やし、負担を軽減することで制度を担う人材の増加につなげたいと考えています。

以上、古川委員のご意見の代読になります。

石渡会長：

銀川委員、代読ありがとうございました。大変に心強いメッセージを古川委員がお送りくださいました。国分寺では、精神保健福祉部会の活動とあわせて、福祉と司法の連携をぜひ進めていけたらと思います。伊澤委員、2人の委員の意見を踏まえてお願いします。

伊澤委員：

ご意見ありがとうございました。学校教育で多様な取組がなされているとのことで、大変に頼もしいと思いました。昭和40年代の学校教育において、教科書にも掲載された精神疾患の記述には、遺伝するとか、社会で危険視するような表現が盛り込まれており、当時、家族会の全国的な運動のなかで、当時の文部省にそれを抑えさせた経過がありました。以来、学校教育の中で全く取り上げられなくなってきたという経過があります。ここで先ほどご説明にありましたように、適正な表現で掲載されて、正しい情報がしっかりと伝わるのが大切です。また、各カリキュラムの中でしっかりと生徒の皆さまにきちんと情報が伝わるような時間の使い方をお願いしたいと思いました。

古川弁護士からのメッセージが代読されましたが、リーガルモデルとソーシャルモデルの共同でという点を、今後、強く意識していきたいと思います。

先ほど、寒川委員からも話がありましたが、医療保護入院という制度がまだ我が国にはあり、法律上の人権擁護の観点から課題視しながら、これを変えていこうという動きも出始めています。

このように、弁護士の動きや法律の方向性も権利擁護の観点から大きく動き始めています。今後、司法と福祉の連携がますます大事になると感じました。

石渡会長：

伊澤委員、ありがとうございました。これから期待されるころだと思えます。これまでの各委員のご意見等も踏まえて、国分寺では自立支援協議会がうまく機能していて、地域が変わりつつあるころだと思えますので、よろしく願います。

この後、報告事項に移ります。最初に、国分寺市の障害者計画、障害福祉計画

等の進行管理、評価について、事務局から説明をお願いします。

事務局：

資料5をご覧ください。令和3年7月12日付け諮問第1号「国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理、評価等に関する事」の答申について、報告をさせていただきます。

令和3年度第2回自立支援協議会におきまして、障害者計画等の平成30年度から令和2年度までの3カ年の実績についての達成状況をお示しさせていただきました。それに対する評価として、国分寺市障害者施策推進協議会での審議を経て、令和3年10月7日付けで答申をいただいています。内容に関しては、資料をご覧ください。

6ページの「5 今後に向けて」ですが、ニーズの把握に努めるとともに、引き続き自立支援協議会の活用により、共有された地域の課題について、関係機関との連携を図りながら、課題の解決に向け取り組まれたいとされています。

また、令和3年度よりスタートしています計画でも、自立支援協議会の幅広い関係者により、地域のさまざまな課題の解決につながる計画の具体的な実施等について検討し、ネットワークをいかして、市の障害者施策の充実を図るとしてまいりますので、今後とも皆さまのご協力をお願いします。

石渡会長：

ありがとうございます。国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画が着実に進行され、これは、行政の協力も大きいと思いますが、自立支援協議会としても、ぜひ良い連携をしていけたらと思います。

それでは、報告事項の2番目「障害福祉に関するアンケートについて」、事務局からの説明をお願いします。

事務局：

現在の障害者計画は、令和3年度から令和8年度までの計画となりますが、付随する障害者計画実施計画と、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び、児童福祉法に基づく障害児福祉計画については、令和3年度から令和5年度までの計画期間となり、令和6年度からは新しい計画となる予定です。

これらの計画策定に向け、障害のある方が必要とされる福祉サービスや、どのようなことにお困りになるか等のニーズを把握するため、令和4年度はアンケート調査の実施を予定しています。

前回から18歳以上と18歳未満に分けて調査をしており、今回もこの2種類で実施を予定しています。前回の実施状況は、18歳以上は、2,650人中1,181名の方にご回答をいただいております、回収率42.2%、18歳未満は305人中157名の方にご回答をいただいております、回収率44.9%でございました。

調査内容については、これまでの調査との比較検討も必要であるため、前回の調査票をベースに検討をしていますが、前回のアンケートでは調査票の設問数が多い、わかりづらいとのご意見が多数ございましたので、重複する内容や未回答率が高い設問の削除や、統合を中心としてわかりやすさを考慮し作成しているところです。

本日お示しした資料6-1が、18歳以上用、資料6-2が、18歳未満用となります。時間の都合で、内容に関しては、資料をご覧ください。

こちらの案を国分寺市障害者施策推進協議会でもお示しし、次のようなご意見をいただいております。

1ページの挨拶文についてですが、このアンケートに答えたら、どのように自

分たちの生活に役立つのか、将来につながるのかをわかりやすく記載したほうが良いのではないかとのご意見をいただきましたので、今後、わかりやすい表現を検討していきます。

また、16ページ、問19のグループホームの入居希望時期についてですが、選択肢の自立できるようになったときとの表現がわかりづらい。自立できるのであればグループホームに入る必要がないのではないかと。最近では、親はまだ元気だが、お子さまが20代で、学校を卒業して自立心が旺盛なときに本人が親離れたがるタイミングがあり、それを機にグループホームに入れたいという声を聞くことが多いとのご意見をいただきましたので、自立生活への準備段階にグループホームの利用を希望する方に向けた項目として、自立を考えた時という言葉に修正をする予定です。

ご意見等がございましたら、4月8日金曜日までに、障害福祉課計画係までお知らせいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

石渡会長：

ありがとうございました。今日は時間もなくて、詳細にはご説明いただきませんでした。お気づきの点は、4月8日金曜日までにご意見をお寄せください。

それでは、続けて報告事項の3番目に移ります。今も精神保健福祉部会の関連で、教育との連携の話題がありましたが、「第4次国分寺市特別支援教育基本計画について」、ご説明をお願いします。

大島委員：

「第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）について」、令和4年2月10日の教育委員会臨時会で決定しましたので、この場でご報告をさせていただきます。

当該計画の策定にあたり、「国分寺市特別支援教育推進委員会」を設置して、年間5回にわたり検討を重ねてまいりました。令和3年度第1回自立支援協議会において、委員の皆さまからいただいたご意見もこの委員会の中で検討時に反映させていただきました。

また、昨年12月にはパブリック・コメントや市民説明会も実施をしています。現在パブリック・コメントの結果について、ホームページで公表をしていますので、ご覧いただければと思います。

本日お配りした計画の内容全てを説明するには時間がありませんので、概要のみ紹介をさせていただきます。15ページをご覧ください。

令和4年度以降の特別支援教育の方向性を構造化した図となります。このなかで今回の計画から新たに設定した項目について、まず(1)①エのICTの効果的な活用の推進があります。これはGIGAスクール構想を展開しており、それに基づいて児童・生徒1人に1台のタブレットを配備しています。特別支援教育に基づく視点からも、効果的に活用していくと示しています。

それから、(3)②の不登校児童・生徒等への支援の推進も、今回新たに設けた項目となります。不登校の要因はさまざまありますが、コミュニケーションの苦手さなど、個々の特性が関係している場合や、周囲の音や人の多さなど、環境が影響している場合などに、特別支援教育の視点を踏まえた支援方法を検討していくことが必要とご意見を踏まえて設定したことになります。

その他、通常の学級における指導・支援の充実や、特別支援学級の環境の充実等、さまざまな視点から方向性を示していますので、後ほどご確認ください。

今後は、この計画を着実に進めていくことが何より大切になると考えており、今後も機会を見て、進捗の状況をご報告させていただければと考えています。

石渡会長：

大島委員，ありがとうございました。今後，福祉と教育との連携は，ますます重要になると思いますので，どうぞよろしくお願いします。

それでは，報告事項の4番目，「重層的支援体制整備事業及び権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関・協議会の設置に係る意見聴取の結果報告について」ですが，本会議で議論されている地域生活支援拠点等のこともかわると思しますので，ご説明をお願いします。

国分寺市健康部  
地域共生推進課  
地域づくり担当  
者：

本日は，こちらの次第にあるとおり，「重層的支援体制整備事業及び権利擁護支援の地域ネットワークにおける中核機関・協議会の設置に係る意見聴取の結果報告」にまいりました。

では，資料8-1をご覧ください。こちらについては，自立支援協議会の委員の皆さまには，令和3年度第1回自立支援協議会（6月17日）にご意見を聴取させていただきました。以下，ご覧のとおり，他の会議体においても，同様に意見を聴取させていただいたところです。

時間の都合で，全てのご意見の結果のご報告が難しいので，お読み取りいただければと思います。

裏面をご覧ください。最初に，権利擁護支援の地域連携ネットワークによるご意見をいただいたところですが，皆さまからいただいている意見としては，関係機関との連携，体制基盤の強化，情報交換の機会等が欲しいとのことで，権利擁護の支援ですから，連携は必須だということでご意見を集中的にいただいたところです。

また，さらに次のページをご覧ください。重層的支援体制整備事業（案）に係る意見聴取になりますが，支援体制や体制整備についても，ご意見をいただいております。こちらについても多職種連携が必要というところが主な意見になります。

続きまして，資料8-2をご覧ください。こちらは，皆さまからいただいた意見を踏まえさせていただきまして，「国分寺市の権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の在り方です。図の左側にあるとおり，令和4年1月1日から中核機関を国分寺市に設置させていただき，ご覧の図のとおり体制で行っています。「権利擁護センターこくぶんじ運営委員会」に「協議会」機能を持たせることにしました。また，「権利擁護センターこくぶんじ」は，社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会に委託している事業ですが，こちらを中核機関として設定させていただいています。

その中身については，図の上部にあります「多職種間での連携強化」において，これまでと大きな違いは，図中にある矢印のとおりです。これまで，「本人⇄後見人等」，例えば，ケアマネジャーが主催する「サービス担当者会議」等の一つのチームを各専門職がバックアップをして，権利擁護の視点からチームを支えていくところが重要なポイントになります。

また，そこを補うために，図右側の「困難事例検討会」で，実際に動いている事例を専門職等で支援していくために定例的に開く会を設けました。さらに，「関係機関連絡会」では，実際にかかわっていただく方で，情報交換の場，事例検討

の場として、「協議会」のフォローをしていく地域連携ネットワークを作成させていただいたところです。

続きまして、資料 8-3 をご覧ください。「国分寺市の重層的支援体制整備事業実施イメージ（素案）」については現段階では大枠ですが、決まったことに関してお伝えしますと、図の中央に四角の囲みがあり、新事業として「多機関協働事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的事業」、「参加支援事業」が創設され、これらを地域づくりに向けた支援事業の一部として、社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会の自立サポートセンター内の現・福祉コーディネーターに委託をして実施します。そこを補うかたちで、図の下になりますが、市の地域共生推進課がご覧の体制でフォローしていくことになります。

こちら各事業の中身については、令和 4 年度に実施計画を策定する予定です。そのなかでどのような事業になったか決めてまいりますので、実施計画を作成するにあたり、こちらの自立支援協議会にも意見聴取をいただける機会を想定しており、その際にはお願いできればと思います。ご質問等あれば、当課までご連絡いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

石渡会長

限られた時間の中でありがとうございました。坂田副会長が話されたまちづくりにもかかわることで、皆さまも引き続き、関心を寄せていただければと思います。

それでは、基幹相談支援センターの研修実績について、地域生活支援拠点等の専門職の養成にもかかわるところですので、銀川委員から報告をお願いします。

銀川委員：

資料 9 をご覧ください。基幹相談支援センターの研修の実績になります。新型コロナウイルス感染拡大の状況により、会場開催をオンライン開催に変更しましたが、おおむね事業計画どおり研修を開催できました。多くの方にご参加いただき、皆さまに感謝申し上げます。

そして、別のご報告があります。皆さまの資料の中に、白い羊の絵を描いたクリアファイルがありますか。基幹相談支援センターは平成 24 年に国分寺市に設置され、令和 4 年 4 月で 10 周年を迎えます。それを記念して、基幹相談支援センターのイメージキャラクターを創作してクリアファイルを作成しました。これも皆さまの協力をいただいたおかげだと、感謝を申し上げます。

愛称の公募をしたところ、日本全国から 532 名、1,002 点の応募をいただきました。その中から「とわっぷ」と「しーぷる」という名が入選し、二つを合わせて「とわぷる」に決定しました。「とわっぷ」の「とわ」は、永久と書いて「永久（とわ）」と言う意味と、フットワークを軽く、関係機関や地域の皆さまと細やかな網の目づくり（ネットワーク）を通じて、国分寺市全体に地域のネットワークを巡らせるという、フットワーク・ネットワーク・ネットワークの「トワ」の 2 つの意味があります。「しーぷる」は、羊の「シープ」と人々の「ピープル」が合わさっています。「とわぷる」という愛称には、基幹相談支援センターは、これからも障害のある市民やそのご家族が困った時の相談窓口として、フットワーク、ネットワークで地域のネットワークをつくり、誰もが安心して暮らせる「まちづくり」をしていきます、との思いを込めました。今後、とわぷるを、皆さまに愛されるキャラクターに育てていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

- 石渡会長： 基幹相談支援センターが、ここ国分寺に根づいているからだと改めて思いました。
- 次に、先ほど「保存版」との紹介もありました自立支援協議会のニュースレター№.10について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局： 皆さまのお手元にニュースレター第 10 号が届いていますか。先ほど、土井委員の報告にもありましたが、相談支援部会で主催した災害時における研修の特集を掲載しました。裏面には、備蓄品リストを掲載しています。自宅の災害対策も含めて、ご確認ください。そして、面談や訪問時等で障害当事者やそのご家族と災害について話をする際に、この誌面を話題にしていただけましたら幸いです。ぜひ、ご活用ください。
- そして、令和 4 年度の第 11 号からは、誌面をリニューアルしてお届けする予定です。ぜひお楽しみに。以上で、報告に代えさせていただきます。
- 石渡会長： 今号のニュースレターは保存版として、研修会の動画配信は残念ながら終了していますので、ニュースレターの誌面報告をぜひお読みください。
- それでは、情報提供に移ります。自閉症啓発デーについての取組を、坂田副会長よりお願いします。
- 坂田副会長： 世界自閉症啓発デーが 4 月 2 日にあり、国内の発達障害啓発週間が 4 月 2 日から 8 日になります。それに伴い障害者センターでは発達障害についてのパネル展示と使用済み切手で作成した作品の展示をいたします。4 月 2 日から 8 日まで障害者センター 1 階コミュニティ広場で展示しますので、どうぞお越しください。なお、4 月 3 日は閉館日ですのでご注意ください。
- 石渡会長： 坂田副会長、ご案内ありがとうございました。
- それでは 5 番目の事務連絡、令和 4 年度の開催日程について、事務局からご案内をお願いします。
- 事務局： 令和 4 年度の自立支援協議会の開催日程については、資料 10 をご覧ください。令和 4 年度の自立支援協議会は令和 3 年度と同様に、全 3 回を予定しています。日時は資料のとおり日程を予定しています。第 1 回、6 月 24 日金曜日の午後 2 時から 4 時、場所は市役所第 1・第 2 委員会室を予定しています。開催方法については、オンライン開催となる可能性がありますので、詳細はまた改めてメール等でご案内します。
- 石渡会長： 令和 4 年度も全 3 回開催される予定ですが、どうぞ予定表に入れてください。
- それでは、時間をオーバーして、最後は駆け足で進行しましたが、全体を通して何かご発言のある委員はおられますか、よろしいですか。
- それでは年度末のお忙しいところ、ありがとうございました。これをもちまして、令和 3 年度第 3 回自立支援協議は終了といたします。それでは、令和 4 年度もどうぞよろしくをお願いします。